

改正案	現行
<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 金融庁は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 次号イからクまでに掲げる者の行う国際業務に関する制度の企画及び立案に関すること。</p> <p>三 次に掲げる者の検査その他の監督に関すること。</p> <p>イ 銀行業、信託業（担保付社債に関する信託事業を含む。）又は無尽業を営む者</p> <p>ロ 銀行持株会社</p> <p>ハ 信用金庫、労働金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合、農林中央金庫その他の預金又は貯金の受入れを業とする民間事業者</p> <p>ニ 信用保証協会、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会</p> <p>ホ 生命保険業又は損害保険業を営む者</p> <p>ヘ 保険持株会社</p> <p>ト 船主相互保険組合</p> <p>チ 火災共済協同組合及び中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の九第一項第三号の事業を行う協同</p>	<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 金融庁は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 次号イからノまでに掲げる者の行う国際業務に関する制度の企画及び立案に関すること。</p> <p>三 次に掲げる者の検査その他の監督に関すること。</p> <p>イ 銀行業、信託業（担保付社債に関する信託事業を含む。）又は無尽業を営む者</p> <p>ロ 銀行持株会社</p> <p>ハ 信用金庫、労働金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合、農林中央金庫その他の預金又は貯金の受入れを業とする民間事業者</p> <p>ニ 信用保証協会、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会</p> <p>ホ 生命保険業又は損害保険業を営む者</p> <p>ヘ 保険持株会社</p> <p>ト 船主相互保険組合</p> <p>チ 火災共済協同組合及び中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の九第一項第三号の事業を行う協同</p>

組合連合会

- リ 証券業を営む者
- ロ 有価証券債務引受業を営む者
- 川 証券金融会社
- ク 投資信託委託業者
- カ 投資法人
- キ 有価証券市場を開設する者
- ク 証券業協会
- ケ 投資顧問業（有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）第二条第二項に規定する投資顧問業をいう。）を営む者
- コ 金融先物取引業を営む者
- ク 金融先物債務引受業を営む者
- ケ 金融先物市場を開設する者
- キ 貸金業を営む者
- カ 特定金融会社等（金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律（平成十一年法律第三十二号）第二条第三項に規定する特定金融会社等をいう。）
- ク 抵当証券業を営む者
- コ 抵当証券保管機構
- ケ 特定目的会社、特定譲渡人及び原委託者（それぞれ資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項、第百五十条の三及び第百六十三条第一項に規定する特定目的会社

組合連合会

- リ 証券業を営む者
- （新設）
- ロ 証券金融会社
- 川 投資信託委託業者
- ク 投資法人
- カ 有価証券市場を開設する者
- ク 証券業協会
- ケ 投資顧問業（有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）第二条第二項に規定する投資顧問業をいう。）を営む者
- コ 金融先物取引業を営む者
- （新設）
- ク 金融先物市場を開設する者
- キ 貸金業を営む者
- カ 特定金融会社等（金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律（平成十一年法律第三十二号）第二条第三項に規定する特定金融会社等をいう。）
- ク 抵当証券業を営む者
- コ 抵当証券保管機構
- ケ 特定目的会社、特定譲渡人及び原委託者（それぞれ資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項、第百五十条の三及び第百六十三条第一項に規定する特定目的会社

、特定譲渡人及び原委託者をいう。）
 ㉓ 商品投資販売業を営む者
 ㉒ 特定債権等譲受業又は小口債権販売業を営む者
 ㉑ 不動産特定共同事業を営む者
 ㉐ 確定拠出年金運営管理業を営む者
 四〇二十七（略）

、特定譲渡人及び原委託者をいう。）
 ㉓ 商品投資販売業を営む者
 ㉒ 特定債権等譲受業又は小口債権販売業を営む者
 ㉑ 不動産特定共同事業を営む者
 ㉐ 確定拠出年金運営管理業を営む者
 四〇二十七（略）